

# 議会活性化 特別委員会会議録

令和4年8月24日(水)午後1時30分  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 議会活性化特別委員会

日 時：令和4年8月24日（水）

午後1時30分～

場 所：3F 議会委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 報告事項

- 1) 議会基本条例（第7条）の改正について

## 4 協議事項

- 1) 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について
- 2) 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について
- 3) その他

## 5 閉 会

**出席議員（10名）**

1番	山崎晴生君	2番	真家功君
3番	戸田見良君	4番	香取憲一君
5番	長津智之君	6番	島田清一郎君
7番	鈴木俊一君	9番	植木弘子君（委員長）
10番	石井旭君（副議長）	12番	長島幸男君
19番	荒川一秀君（議長）		

**欠席議員（1名）**

8番 村田春樹君（副委員長）

---

**議会事務局職員出席者**

局長	戸塚康志
次長	林美佐

午後1時31分 開会

### ◎開議の宣告

○委員長（植木弘子君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より、議会活性化特別委員会を開催します。今日は副委員長が欠席で、島田委員のほうは後ほど参加ということですので、よろしくお願いします。

委員長挨拶ということで、引き続き行わせたいと思います。改めまして皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まずは改めて御礼ということで、議会報告会の資料のほうを完成することができました。8月5日に議会のホームページのほうにアップさせていただきまして、それと同時に各庁舎、公民館、図書館、図書室と、あと3箇所の文化施設のほうに、紙媒体のほうは置かせていただきましたので、市民の皆さんにもそういったところに置いてあるということで、お声掛けいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本当にお世話になりました。

また、今日は大学のインターンの方が傍聴ということでいますので、よろしくお願いいたします。



### ◎報告事項

#### 1. 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君） それでは、協議に入ります。タブレットの準備はよろしいですか。こちらの次第に沿って、協議事項進めさせていただきたいと思います。

報告事項として、前回皆様にもんでいただきました、議会基本条例（第7条）の改正につきまして、報告させていただきます。皆様のタブレットのほうに、送らせていただいたと思いますが、皆様のご意見を基に新旧対照表という形で表させていただいております。こちらについて改めてご意見等がありましたら、協議事項ではないですけど、こういった内容で上程させていただきたいと思っておりますが、ご確認いただいてご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

ここで今回条例の改定ということですので、上程するにあたっての改定までの流れということで、1期生もいることですので、事務局のほうからその点につきまして、流れについて説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。条例と同時に要綱の流れについても一緒に説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

林議会事務局次長。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** それでは資料のほうが、05 議員発議の主な流れというところをお願いしたいと思います。

そこに、議員発議の主な流れということで、前回フローチャート等のお話がありまして、つくらせていただきました。これにつきましては、議員発議の主な流れということで、条例関係のものになります。原案を作成したあとに議長へ提出ということで、その脇に書いてあります議会規則第 14 条がございまして、その資料の下に会議規則のほうを 14 条載せさせていただいております。議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、地方自治法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。といったところで、議長への提出を賛成者とともに提出する形となっております。それを踏まえてその脇に書いてあります事務局のほうで執行機関のほうに、既存の条例との関係とか、予算とか組織等の関係を調査確認等させていただきまして、議会運営委員会に諮る形となります。先例集の右側に書いてございますが、先例集 30 ということで、議長が議運に諮るのを例とするといったところがございます。議会運営委員会に諮った後に、全員協議会にて提案理由の説明をして、本会議のほうへ上程という形となりまして、提案理由の説明等を行い、本会議で質疑・討論等を行いまして、採決可決された後に公布といったような流れになる形となっております。条例等の主な流れについては以上でございまして、その他要綱とか規則の場合につきましては、原案を作成した後に、執行機関の内容確認審査等を行いまして、議長へ提出した後に、議会運営委員会に諮られまして、全員協議会にて説明をして、議員さんの賛同を得た後に、公布のほうの段取りとなる形となっておりますので、口頭で申し訳ありませんが、要綱と規則についてはそのような形で進む形となっております。説明については以上です。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。という形の流れになってきますので、よろしくをお願いしたいと思います。また前に戻りますが、このような改正案ということで、提出させていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。皆さんのご賛同をいただければ。石井委員。

**○10番（石井 旭君）** そのような形をお願いしたいのですが、この間の会議で話したように、新旧対照表を付けてもらわないとわからないということで、来る前にちょっと見たんですけど、皆さんに見てもらって中身を訂正でということで今見るということですよ違うの。

**○委員長（植木弘子君）** こういう形で。

**○10番（石井 旭君）** ちょっと時間をもらってからのほうがいいんじゃないですかね。

**○委員長（植木弘子君）** わかりました。次第のほうでは、報告事項ということでしたが、協議ということで時間とりますので、今一度皆さんにご確認いただいてご意見等がありましたらいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。少し時間を取らせていただきます。2、3分程お時間とりますので、よろしく申し上げます。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 要綱のほうの新旧対照表のほうで、報告内容のほうで。

**○委員長（植木弘子君）** 今、申し訳ありません。今条例につきましてです。要綱はのちほど行いますので。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 確認なんですけれども、議会報告会は年1回何らかの形、ウェブで配信をしたり、動画を配信したりと必ずやるという形ではありましたか。

**○10番（石井 旭君）** いままでは。

**○1番（山崎晴生君）** いままではそうですね。これからは人を集めてというのではなく、形を変えて年に1回やるという話ですか。それであるならば、実施することができるということの文言で書いてあるんですけども、これだとやってもやらなくてもいいという感じになってしまうので、年に1回開催する現行のものに関しては、何らかの形でやるのであれば、回数を明記してもいいんじゃないかなというふうな感じでした。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。条例のほうにそのような詳細を記載しなかったということは、2番のほうを見ていただきたいんですけども、議会報告会に関することは別に定めるということで、そちらの要綱のほうで山崎委員が言っていた内容等とか、詳細に入れていくようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あともう1点報告会を実施することができる文言についてですねご意見いただいたの、他に皆さん今のご意見に対して何かありましたらお願いします。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 今山崎委員からありましたのはそういうふうにとれるので、今後はホームページとか、今回コロナでやれなかったのは、例年やっていくと思うので、そういったことをここに入れるということではできないのでしょうかね。より開かれた議会を推進するため、ホームページとか議会活動報告をします。ただし議会報告会を実施することもできるという形のほうがわかりいいのかなという気がするのですが。結局今まではやるという形の現行だったので、文章これだと今山崎委員が言ったように、議会報告を実施することができるという

のは、もうするみたいなイメージなので、今までも活性化でもんだ中では、もうそういうことではなく、インターネット等で見られるように動画配信とかそういうことをしていくので、これはしなくても、今後は人を集めて、人も集まらないので実際ね、そういう方向できていたので、ここを開かれた議会を推進するために、議会報告会の資料をつくる、ホームページでしたかね載せるのは、そういうものに載せていくということ、ちょっとわからないですけど、そういうものは載せていく。但し書きで議会報告会を実施することもできるとやったほうがいいのではないですか。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 議会報告会というと、人を集めて議員が市民との対話をもってやる場ということが議会報告会という形なんですよね。なので、それはこの前議長がおっしゃっていたんですけど、緊急的にやりたいというときにできなくなっちゃうからそういうふうにやってくれという話だったんですよね。それだったらわかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。条例自体が議会報告会という文言になっていますので、これが議会報告という形でしたら石井委員がおっしゃってくださったようなそういった文言を付け加えなくていいんですけども、あくまでも改正案ということなので、議会報告会に対しての改正という形になるので、石井委員がおっしゃってくださったような形の文言に変えていかないと通じないということですよ。

**○10番（石井 旭君）** やるやらないはおかしいよね。今までどおり議会報告会をやらなくちゃならないイメージになっちゃうよね。但し書きにしないとね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。事務局長確認ですけども、以前も聞いたかもしれないんですけども、この議会報告会の会をなくてというのはまるっきり別として、また付け足すという形になってしまいますよね。条例で一度議会報告会という形が入っているんだから、そのへんどうなのかなとあるんですけども。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 前回この文言は、議長を入れてやりましたよね。それで万が一開く場合もあるとしょうがないから、少しぼかして開催することができる。だったらその条例の文言はこれでとなったんじゃないかな。それで要綱の中で入れたというのでは。

**○委員長（植木弘子君）** 真家委員。

**○2番（真家 功君）** そもそも現行のやつが年1回開催するということがあったんですが、

これを年1回開催するじゃなくて、これを変えましょうということが今回の改正案だと思うんですね。そういうことで議会報告会を実施することができるということで、そういう文言でこの前もんだんじゃないかなと思うんですね。ですので、細かくは要綱で載せますので、この条例案についてはすっきりと今のこのとおりでいいんじゃないかとわたしは思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改正案のほうの部分で推進するためというところのあとに、そういった報告会のもち方という部分で必要とした場合に実施するというような文言を入れてという形で改正案を改めて作成するような形でよろしいでしょうか。

もう1回修正して皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、先ほど石井委員が言ってくれました。

**○10番（石井 旭君）** それに対してこれでいいんじゃないかということを知っているんだから。

**○委員長（植木弘子君）** このままでも通じます。

**○5番（長津智之君）** 通じます。

**○委員長（植木弘子君）** 私だけ通じなかった。

**○10番（石井 旭君）** 要綱のほうで。

**○5番（長津智之君）** これは条例でしょ。

**○委員長（植木弘子君）** 条例なんです。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 条例の中の議会報告会の文言を前回は審議したように、開いても開かなくてもこれできる文言なんですよ今回。だからほんとになんか市民に対してあるときは、この7条の1で開けるんですね。通常今からはさつき副議長が言ったように、いろんな場面で発信していくから人を集めてやらなくてもいい方向になっていくと思うんですよ。それは要綱のほうであるから、まずは条例は開いても開かなくてもできるような文言でというふうに前回やっていったから、私はこの文言で2番の議会報告会に関することは別に定める、これが要綱が定まれば私はこれでいいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 私も同じで、こっちの要綱のほうを比べてみればすぐわかると思うんです。要綱で詳しく書いてあるんでこの文章で通じると思うんですが、気になる点があって、「を」が1文の中に3つ入っているんです。今整理しようと思ったんですけど、変更が難しいなと思っているので、文章は通じているので問題はないかと。ただ気になったので、「を」が



3つ入っても大丈夫かなというだけです。文章的には間違っていないしおかしくないし気になった点だけで、私も変えようかと思って他の言葉を考えたんですけど考えつかなくて、ただ3つあるのが気になるだけで、文章的にも条例的にも要綱で定めているので大丈夫だと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今鈴木委員が言ったようになると、現行のことは議会の結果を報告しだから、議会の結果を報告しより開かれたにすればいいんじゃないの。

○7番（鈴木俊一君） はい。結果を報告しとやれば気にならないですね。報告しとやると、動かなくなっちゃいますよね。気にしないで。気にしなければ全然問題ない。文章は間違っていないので。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 1点だけ気になるのが、よりというのが必要なのかなやっぱり。

○5番（長津智之君） 今でも開かれた議会としてやっているんだけど、それよりまたという意味でしょ。

○委員長（植木弘子君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時 1分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど改正案につきましてご意見等ございましたが、事務局とも確認させていただきましたが、文言等はそのままという形で皆様にご承認いただければと思いますので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。先ほど事務局から説明がありましたように、こちらを議長また内容審査ということで、執行部のほうに提出をさせていただきたいと思えます。これは委員会の上程という形ですよね。あとは私が代表者で発議者という形で委員の皆さんが同意者という形で名前を記入していただくという形で上程の際はさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。大変いろいろありがとうございます。

では、事務局のほうすみませんが、そのような形でお願ひしたいと思います。



## 2. 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君）　続きまして、改めて協議事項ということで、議会報告会の実施要綱（案）についてが1番になっているんですけども、2番目の議会映像インターネット配信実施要綱（案）についてのほうを、お時間いただいて今日決めさせていただいて、これこそ12月の議会にも映像配信ができるようになった場合には可能性もありますので、そのために9月の議会のうちに要綱として正式につくっていきたいと思いますので、時間的に見て申し訳ありませんが、（2）のほうの議会映像インターネット配信実施要綱（案）のほうを協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。こちらのほうも、皆さんに参考資料として要綱（案）を提示させていただいておりますので、まだ読まれていない方もいらっしゃるかと思ひますので、少し時間をとりますので、ご確認のほうをしていただきたいと思いますのでお願ひします。

[確認中]

○委員長（植木弘子君）　だいたい皆さん読み終わりましたか。では皆さんのほうでご意見等ありましたらお願ひします。山崎委員。

○1番（山崎晴生君）　いろいろ自分でも調べたんですけども、配信するところ本会議全部にするのか、一般質問とか会派代表質問に絞るのか、秘密会とかそういったものに関しては配信を止めるとかという文言まで入っているところがあるんですけども、配信の部分をどの部分、どの範囲を配信するのかというのを明記したほうが、ずっと本会議が流れていく中で、どの程度流すのかということが入っているところが多かったかなということがありました。

○委員長（植木弘子君）　ありがとうございます。今のご意見に対して、またありましたらばお願ひしたいと思ひます。今の山崎委員のご意見ですと、定義に入ってくるのかな。

山崎委員。

○1番（山崎晴生君）　配信の範囲ですかね。ここの文言には入っていないんですけども、配信する範囲というところの、ここにはないということになってくると思ひますんですけども。

○委員長（植木弘子君）　ありがとうございます。定義としたら、市議会本会議の撮影した映像及び音声ということで、本会議という形には明示させていただいてはおりますが。

香取委員。

○4番（香取憲一君）　今委員長おっしゃったように、基本的に本会議場での主に一般質問とか、視聴される皆さんも知っていることなんじゃないかなと逆の視点にたつて、とは思ひますけども、自治体によっては本会議だけではなくていろいろ調べますと、委員会映像も流し

ているところも中にはありますよね。石岡なんか見ても委員会のやり方が違うんで、常任委員会の場でも発言席が設けられていて、それで通告しているかしていないかわかりませんが、常任委員会の発言のときも発言者は委員会の通告席に立って質疑をどうするという形であるので、そういう場合ですと許可をもって傍聴も含めて映像配信も可能かなと思うのですが、今小美玉市議会の場合は現在傍聴自体も委員長の許可によってという現状であるので、尚且つ発言の体制も今別途発言席があるわけでもないの、今すぐ委員会云々ということまで考えるのであれば難しいのかなと個人的見解なんですけども、とは思っているんですけどいかがかなと思っ  
ているんですけど。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。真家委員。

**○2番（真家 功君）** この要綱で言いますと、第2条で言っているとおり、議会映像等は市議会本議会を撮影した映像及び音声を記録したものをいうということですよ。本議会のみだと思っ  
て解釈していました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今現在同時配信という形でモニター中継を実施しておりますが、それがインターネット上にも載るといような範囲という形にうちの議会で導入する設備になりますとそのような形になると思いますので、このような文言という形をとらせていただいております。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 今山崎委員が言ったのは、本会議中ずっと撮ったものをどのぐらいまで映像を入れるのかなということだと思っ  
るんです。既にやっている市議会のほうを確認してもらいたいと思っ  
るんですけども、文言はわからないんですけど、ただずっと撮っていたのを流していてもあれなんで、さっき言われたように一般質問とか代表質問とか市長が所信表明しているときとか、そういった限られたものを載せないと、見ている人も早送りすればいいかもしれないけど、どこまでおっ  
ていいかわからない、そのへんも文言に入れる必要があるのであれば入れるし、局長ほかはどのような文面なのでしょうかね。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** 今のところ本会議場での、今ロビー等で流している映像があるかと思っ  
るんですが、あのような形を考えていまして、また香取委員が言われました委員会とかの文言につきましては、設備等も含めて今後要綱も整備していく必要があるかと思っ  
ますが、ひとまず本会議場での開閉会、一般質問これまでモニターで流していた分として解釈いただければと思っ  
ます。先ほど山崎委員が言われました秘密会につきましては、こっちは会議規則のほうでも公表しないということになっていますので、これは映像にはのらないという解

積で会議規則のほうを読み込んでいいかと思います。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 私が答えて悪いんですけど、インターネットで配信するような形になってくると、記録したものをその現況を出す訳ではなくて、あとで発信するわけだから、そのチェックも必要だよ。それを事務局だけの責任を負わせるわけにはいかないの、そのへんのところ大事な問題が出てくるのかなと思う。それと今もちろん秘密会議は決まっていますから傍聴はできません。完全に秘事の中でやるのですから、ただマスコミが委員会にも入ってくるんですよ。私が入ったNHKが米軍再編の反対ときにNHKが入ったんですよ。そういうふうなときは委員会まで配信したほうがいいのかと規模を広げておかないと、本会議だけでは意味がないのかなと。別に何もかもやらなくていいけど、やれる方向にしておかないと委員会も。それともう1つ、6条で傍聴人に対する規制というか、お願いというか、あまりカメラが傍聴者のほうを向けて映る場合もあると思うんだよね。これは別に人為的にやるわけではなくて、自動的に動かしたりで、そうすると傍聴者に承諾を得ないとなると、私は支度があれだったから今日は帰るわと傍聴しなくなっちゃっても困るので、そういうふうなことも配慮しなければならないかなと。せっかく傍聴してくれと言っているのに、こういうふうにあんまりね。そのへんも皆さんに考えてもらってねよろしくです。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今議長がおっしゃってくださったように、これはあくまでも今の小美玉市議会が導入するシステムの範囲でという形で要綱をつくらせていただいたんですけども、今議長がおっしゃってくださったように、今後さらにシステムが拡張していく場合には、今の段階でそれに関する内容も入れておいたほうがいいのかということで、いかがでしょうか。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** なんですが、香取委員が言われたように石岡ですか、委員会の発言席等があって、そういうふうな形で映像を出しているとかあるかと思うのですが、そのへんも想定するのは早いのかなと思うんですよ。どういうふうな委員会の形にするかというところですので、設備とあわせてその時期が来ましたら、お願いする形でお願いできればと思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** わかりました。その点につきましては、事務局のほうでも申し送り事項という形で、予算的なものもあるので何年先になってしまうかわかりませんが、それは必ず実施していくような形で、申し送り事項としていただきたいと思います。この傍聴者への

第6条を入れさせていただいたのは、個人情報保護法があって、議長が危惧されることもほんとは大変大きな部分なんですけども、そのへんを危惧して入れさせていただいたんですけど、局長のほうでお願いします。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** これにつきましては、個人情報というか、肖像権とかあるかと思いますので、万が一映り込むという可能性があるということ、議会本会議のときに、録音等の議長からの注意があるかと思うのですが、そこに合わせて一部盛り込むような形になるかと思いますので、ほかの文言等も検討して参りたいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ここに述べさせていただいた許可を求めているのではなくて、周知をするというような形の文言にさせていただいておりますので、よろしいでしょうかそのような形で。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 最初にはじまるときに口上しますから、そのときに文言を中に入れる。ただ逆にいいですかと伺ったってそういうふうなあれではなく、とにかくそういう理解を求めるとしておけば違うと思うんですよね。あくまでも人権の尊重とかもあるし、傍聴にいつもあげなければならない、そのへんでやっもらって。

**○委員長（植木弘子君）** 申し訳ありません、ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 8条なんですけど、視聴者が映像処理して悪用といったら悪いんですけど、そういう使い方もできると思うのですが、そちらのほうの規制というのは法律的にあるのでしょうか。個人の権利を侵害した映像処理をして、面白おかしく流すこともできますよね。そういうところを縛れるというか規制できるような。そうでないものすごく悪用が可能だと思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** この辺周りの状況を調べていただいて、じゃないと映像だけ使っ言葉のほうは別に個人のあれで入れ替えられちゃうと、それを見た人はこういうことやっているのかなと間違った見解をもつ可能性もあると思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** 鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 多分フェイク動画というやつじゃないですか多分。専門用語があったの忘れてしまったんですけど、顔もそっくりでしゃべっている口まで全部勝手に作れちゃう装置があるみたいなんです。私はそういうの詳しくないんでわからないんですけど、もうそ

の人の顔の映像だけやれば、口も同じようにしゃべっているようにして、その人がやっているようにできちゃうという、どういふこれは方式はユーチューブにアップするという感じになるのか、今の映像配信のなんかやり方教えていただけますか。

○委員長（植木弘子君） 事務局のほうでお願いします。

○議会事務局次長（林 美佐君） 私のほうで、インターネット配信業務につきましては、このあと流すのはユーチューブではなく、配信業者のほうをこれから決めるんですけども、そちらの業者によって配信するような形になります。載せるには、業者の使っているシステムのほうから配信する形となります。

○委員長（植木弘子君） 鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） ユーチューブで載せるところも多分あったと思うんです。ユーチューブで結構見たことがあったので、どっかの市議会なんかは。市議会のホームページのやつからダウンロードができないようになってるのかどうかとか、セキュリティがどういふふうな感じで、例えばダウンロードできないようになっているとか、ダウンロードがそういうセキュリティ面はどういふふうになっているかなと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） 事務局わかる段階でお願いします。

一旦暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時32分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ほか要綱についてご意見等ございますか。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 5条のところ、映像配信をしないことができるということになっているんですけど、このしないことができるというのは、誰がどういふふうにして決定するのかというのを入れておいたほうがいいのかと思ったんですが。議運でやるのか、議長が判断するのか、本人が載せないでくれと判断したのか、誰がしないことができるかと決定していくのかというのを決めておいたほうがいいのかと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。要綱の規定に関わらずという部分がありますので、そうなる最終的権限というのは、議長になるのかと思いますが局長どうですか。

戸塚議会事務局長。

○**議会事務局長（戸塚康志君）** 不測の事態、事故等でございますので、要綱に設けてあるものはあるわけですから、議長の権限でよろしいのかなと解釈して。

○**7番（鈴木俊一君）** はい、OKです。

○**委員長（植木弘子君）** 文言を改めて入れる必要はないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

山崎委員。

○**1番（山崎晴生君）** 第4条の録画配信のところで、公開するのは7日を目途にということなんですけども、この録画配信の配信期限今年からはじまって10年も20年もいうと、多分議事録とかの文字ベースの容量、比較にならないぐらいの容量が映像の場合は入ってくると思うので、2年とか4年とか5年とかという期限を設けて配信を切っていくという形のほうがいいのかなと思います。

○**委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。只今の山崎委員のご意見に対してありましたらば、参考までに他の市町村で期限を決めているところもあります。だいたい5年前後でしたっけ、事務局のほうでお願いします。

○**議会事務局次長（林 美佐君）** ホームページのほうでお調べしたんですが、近隣の市町村ですと、かすみがうら市さんでは要綱は決めてはいないのですが、システムの容量によってなところが大きくありまして、かすみがうら市さんでは5年ぐらい、銚田市とかすみがうら市さんは5年ぐらいです。これについては要綱等に年数は定めていないというお返事で、システムのサーバーの容量で載せられるので、今のところ消さないで載せているといったような状態でした。水戸市につきましてはホームページを見ますと2年といったところで、つくばみらい市については1年といったところで、今回ここに年数を入れるかどうか迷ったんですが、これからシステムのほうの容量がどのぐらいうちのほう載せられるかがハッキリ決まっておきませんので、決めていただいても結構なんですけど、取りあえず最初に何年か載せていくうちに容量が無くなるようでしたらその年数しか載せられないということになるので、もし議員さんのほうで何年とお決めになっていただくということであれば、お決めになっていただいても大丈夫かなといったところでございます。以上です。

○**委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改めて期限を区切って要綱のほうに載せておくか、あとは申し送りの形で何年と要綱まで明文化しないでしておくか、あとは今言ったように、サーバーの容量に合わせた形の許容年数に任せるかというような形になってくるとは思いますけど、いかがでしょうか。

香取委員。

**○4番（香取憲一君）** 臨機応變的に、広報のほうともリンクさせて、議会だより等、例えば2年とか3年とか経ったときに、これまでの映像配信はこれで次の段階に進みます的な、そういう今までのいっぱいになっちゃったやつは過去の分はこれで終わりますというのは臨機応變でなるべく段階的に告知をしていくとか、そういうふうにしていけばここで無理無理決めなくても、そのときそのときで、要は市民の皆さんがいきなりなくなっちゃったというのは、見ようと思ったんだけどなくなっちゃったというのが一番驚かせちゃうというか、まずいことなのかと思いますので、広報のほうとリンクをしてそういう措置をとっていくのもひとつの方法なのかなという今考えました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。許容範囲が5年だとしても、せめて1期その期間というような思いが私にはあるんですけども、せめてその期間という形で、また要綱にそれを示すかどうかという部分になると思うんですけども、いかがでしょうかね。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 文章保管とか5年とか多いじゃないですか、4年1期で4年でばんと切ると、5年がいいなと思ったのは、例えば4年で改選があってまた新人の人が入ってきたときに、一般質問しようと思ったときに、過去の1年間は今までの議会の流れとか、いろんな質問が実際見れるからすごい勉強になるというところで、5年マックスでいけるのだったら5年マックスでいっていただいたほうが今後新しい議員さんが入ってきたときに、参考になるのかなと。文字ベースだともものすごい拾うのが大変なんですよ。いろんなものを拾っているんですけど、そうすると大変なので、そうすると5年というスパンでもし容量のほうが、サーバーのほうが大丈夫であるのであれば5年という形でやっていただけると今後いいのかなというふうに思いました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今山崎委員が議員なりたてなので、そのへんは身につまるというか、実感のこもったご意見で、ごもっともかなと思いますが、そういった期間を要綱の中に掲載するかどうかという部分になってくるんですけども、具体的に年数とかは載せないで申し送りの形で、そのような形でよろしいですか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ではそのようなシステムが可能でしたら、5年は配信できるような形でお願いしたいと思います。それは事務局のほうで入れておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。



あと、お気づきの点とかありましたらば。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 8条なんですけど、これは著作権は市のほうに帰属をして議会が管理しているというふうに書いてあるんですけど、最初市議会のほうに帰属しないんですか。市のほうに帰属させて市議会が管理するとなっているんですけど、そのへんを説明。

**○委員長（植木弘子君）** 事務局お願いします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** 映像配信等の契約が、小美玉市長のお名前で契約していることになるかと思いますので、市のほうに著作権関係は市に帰属して管理については議会のほうで管理をするといったような形になるかと思っております。

**○委員長（植木弘子君）** よろしいでしょうか。今皆さんにいろいろとチェックしていただきましてご意見いただきましたが、とりあえず案で出させていただいたような形で提出させていただくようなことでよろしいでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。9月の議会のほうに提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は長きに渡りましたので、ほかに協議しようと思っていた案がありましたが、それを次回にさせていただきたいと思います。報告会要綱について、また時間がありましたら報告会の具体的な内容についても少し進めていきたいと思いますので、9月議会中今のところ予定としましたらば20日あたりに特別委員会の予備日がありますので、そのあたりに行われればと思っております。

あともう1点、ハラスメント研修について進捗状況のご報告を行いたいと思いますので、事務局のほうお願いいたします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** ハラスメント研修についてなんですが、色々と植木委員長とどういった研修をしたほうがいいのか探していたところなんですが、ハラスメント研修の講師でお1人どうかなと思う方がおりまして、議会研修誌の地方議会人という冊子があるんですが、今年の5月号に議会とハラスメントという特集がありまして、その中で記事を書いている東京の弁護士会の弁護士さんなんですが、太田雅幸さんという弁護士さんがおりまして、その方を講師に迎えて議員のハラスメントについての研修等を行ったらどうかと思っております。なんですが、先日8月19日に取手市議会のほうで、議員さん向けに研修をオンラインで行ったということでございまして、90分の講話のあと、30分質疑、意見交換会等を行う形となっ

ておりまして、金額のほうもお聞きしたところ、税抜き交通費別で 10 万円といったような形になるというところでお話を聞いているところでもあります。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。あとはこういった講演、講義、またはインターネットとかというのもいろいろ調べたんですけども、だいたい 12 万円、13 万円ぐらいかかったりとか、こういう状況なんで出向けないからリモートでやりたいということなんですけど、正直まだまだうちみんなリモート使ってできるような環境にはないので、条件にあわないとかということもあったので、また内容的に私たち学びたいのは議員としてのハラスメントに対してのことで、しっかりと学んでいきたいというのがありましたので、今の弁護士先生のほうにお願いできればと思っておりますが、そのような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご承知いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。10 月特別委員会、一部事務組合とかそういった皆さんが関わってくる委員会等、会議等々重ならない日程で行っていきたく思いますので、これは参加できるほかの議員のほうにも、全員参加という形でやらせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

---

**3. その他**

**○委員長（植木弘子君）** それでは、その他に移ります。何かございましたらお願いします。石井委員。

**○10番（石井 旭君）** この要綱については、9月議会中にもむということですね。わかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ほかにございますか。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 余談なんですけど、リモートではできないんですか。子どもら授業でリモートやってますよね。

**○委員長（植木弘子君）** 一旦閉めてからで、事務局のほうからその他ありますか。よろしいでしょうか。

---

**◎閉会の宣告**

**○委員長（植木弘子君）** では、長時間に渡りましてありがとうございました。以上で議会活性化特別委員会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。

午後 2時49分 閉会

# 議会活性化 特別委員会会議録

令和4年8月24日(水)午後1時30分  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 議会活性化特別委員会

日 時：令和4年8月24日（水）

午後1時30分～

場 所：3F 議会委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 報告事項

- 1) 議会基本条例（第7条）の改正について

## 4 協議事項

- 1) 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について
- 2) 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について
- 3) その他

## 5 閉 会

**出席議員（10名）**

1番	山崎晴生君	2番	真家功君
3番	戸田見良君	4番	香取憲一君
5番	長津智之君	6番	島田清一郎君
7番	鈴木俊一君	9番	植木弘子君（委員長）
10番	石井旭君（副議長）	12番	長島幸男君
19番	荒川一秀君（議長）		

**欠席議員（1名）**

8番 村田春樹君（副委員長）

---

**議会事務局職員出席者**

局長	戸塚康志
次長	林美佐

午後1時31分 開会

### ◎開議の宣告

○委員長（植木弘子君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より、議会活性化特別委員会を開催します。今日は副委員長が欠席で、島田委員のほうは後ほど参加ということですので、よろしくお願いします。

委員長挨拶ということで、引き続き行わせたいと思います。改めまして皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まずは改めて御礼ということで、議会報告会の資料のほうを完成することができました。8月5日に議会のホームページのほうにアップさせていただきまして、それと同時に各庁舎、公民館、図書館、図書室と、あと3箇所の文化施設のほうに、紙媒体のほうは置かせていただきましたので、市民の皆さんにもそういったところに置いてあるということで、お声掛けいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本当にお世話になりました。

また、今日は大学のインターンの方が傍聴ということでいますので、よろしくお願いいたします。



### ◎報告事項

#### 1. 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君） それでは、協議に入ります。タブレットの準備はよろしいですか。こちらの次第に沿って、協議事項進めさせていただきたいと思います。

報告事項として、前回皆様にもんでいただきました、議会基本条例（第7条）の改正につきまして、報告させていただきます。皆様のタブレットのほうに、送らせていただいたと思いますが、皆様のご意見を基に新旧対照表という形で表させていただいております。こちらについて改めてご意見等がありましたら、協議事項ではないですけど、こういった内容で上程させていただきたいと思っておりますが、ご確認いただいてご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

ここで今回条例の改定ということですので、上程するにあたっての改定までの流れということで、1期生もいることですので、事務局のほうからその点につきまして、流れについて説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。条例と同時に要綱の流れについても一緒に説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

林議会事務局次長。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** それでは資料のほうが、05 議員発議の主な流れというところをお願いしたいと思います。

そこに、議員発議の主な流れということで、前回フローチャート等のお話がありまして、つくらせていただきました。これにつきましては、議員発議の主な流れということで、条例関係のものになります。原案を作成したあとに議長へ提出ということで、その脇に書いてあります議会規則第 14 条がございまして、その資料の下に会議規則のほうを 14 条載せさせていただいております。議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、地方自治法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。といったところで、議長への提出を賛成者とともに提出する形となっております。それを踏まえてその脇に書いてあります事務局のほうで執行機関のほうに、既存の条例との関係とか、予算とか組織等の関係を調査確認等させていただきまして、議会運営委員会に諮る形となります。先例集の右側に書いてございますが、先例集 30 ということで、議長が議運に諮るのを例とするといったところがございます。議会運営委員会に諮った後に、全員協議会にて提案理由の説明をして、本会議のほうへ上程という形となりまして、提案理由の説明等を行い、本会議で質疑・討論等を行いまして、採決可決された後に公布といったような流れになる形となっております。条例等の主な流れについては以上でございまして、その他要綱とか規則の場合につきましては、原案を作成した後に、執行機関の内容確認審査等を行いまして、議長へ提出した後に、議会運営委員会に諮られまして、全員協議会にて説明をして、議員さんの賛同を得た後に、公布のほうの段取りとなる形となっておりますので、口頭で申し訳ありませんが、要綱と規則についてはそのような形で進む形となっております。説明については以上です。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。という形の流れになってきますので、よろしくをお願いしたいと思います。また前に戻りますが、このような改正案ということで、提出させていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。皆さんのご賛同をいただければ。石井委員。

**○10番（石井 旭君）** そのような形をお願いしたいのですが、この間の会議で話したように、新旧対照表を付けてもらわないとわからないということで、来る前にちょっと見たんですけど、皆さんに見てもらって中身を訂正でということで今見るということですよ違うの。

**○委員長（植木弘子君）** こういう形で。

**○10番（石井 旭君）** ちょっと時間をもらってからのほうがいいんじゃないですかね。



**○委員長（植木弘子君）** わかりました。次第のほうでは、報告事項ということでしたが、協議ということで時間とりますので、今一度皆さんにご確認いただいてご意見等がありましたらいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。少し時間を取らせていただきます。2、3分程お時間とりますので、よろしく申し上げます。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 要綱のほうの新旧対照表のほうで、報告内容のほうで。

**○委員長（植木弘子君）** 今、申し訳ありません。今条例につきましてです。要綱はのちほど行いますので。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 確認なんですけれども、議会報告会は年1回何らかの形、ウェブで配信をしたり、動画を配信したりと必ずやるという形ではありましたか。

**○10番（石井 旭君）** いままでは。

**○1番（山崎晴生君）** いままではそうですね。これからは人を集めてというのではなく、形を変えて年に1回やるという話ですか。それであるならば、実施することができるということの文言で書いてあるんですけども、これだとやってもやらなくてもいいという感じになってしまうので、年に1回開催する現行のものに関しては、何らかの形でやるのであれば、回数を明記してもいいんじゃないかなというふうな感じでした。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。条例のほうにそのような詳細を記載しなかったということは、2番のほうを見ていただきたいんですけども、議会報告会に関することは別に定めるということで、そちらの要綱のほうで山崎委員が言っていた内容等とか、詳細に入れていくようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あともう1点報告会を実施することができる文言についてですねご意見いただいたの、他に皆さん今のご意見に対して何かありましたらお願いします。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 今山崎委員からありましたのはそういうふうにとれるので、今後はホームページとか、今回コロナでやれなかったのは、例年やっていくと思うので、そういったことをここに入れるということではできないのでしょうかね。より開かれた議会を推進するため、ホームページとか議会活動報告をします。ただし議会報告会を実施することもできるという形のほうがわかりいいのかなという気がするのですが。結局今まではやるという形の現行だったので、文章これだと今山崎委員が言ったように、議会報告を実施することができるという

のは、もうするみたいなイメージなので、今までも活性化でもんだ中では、もうそういうことではなく、インターネット等で見られるように動画配信とかそういうことをしていくので、これはしなくても、今後は人を集めて、人も集まらないので実際ね、そういう方向できていたので、ここを開かれた議会を推進するために、議会報告会の資料をつくる、ホームページでしたかね載せるのは、そういうものに載せていくということ、ちょっとわからないですけど、そういうものは載せていく。但し書きで議会報告会を実施することもできるとやったほうがいいのではないですか。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 議会報告会というと、人を集めて議員が市民との対話をもってやる場ということが議会報告会という形なんですよね。なので、それはこの前議長がおっしゃっていたんですけど、緊急的にやりたいというときにできなくなっちゃうからそういうふうにやってくれという話だったんですよね。それだったらわかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。条例自体が議会報告会という文言になっていますので、これが議会報告という形でしたら石井委員がおっしゃってくださったようなそういった文言を付け加えなくていいんですけども、あくまでも改正案ということなので、議会報告会に対しての改正という形になるので、石井委員がおっしゃってくださったような形の文言に変えていかないと通じないということですよ。

**○10番（石井 旭君）** やるやらないはおかしいよね。今までどおり議会報告会をやらなくちゃならないイメージになっちゃうよね。但し書きにしないとね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。事務局長確認ですけども、以前も聞いたかもしれないんですけども、この議会報告会の会をなくてというのはまるっきり別として、また付け足すという形になってしまいますよね。条例で一度議会報告会という形が入っているんだから、そのへんどうなのかなとあるんですけども。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 前回この文言は、議長を入れてやりましたよね。それで万が一開く場合もあるとしょうがないから、少しぼかして開催することができる。だったらその条例の文言はこれでとなったんじゃないかな。それで要綱の中で入れたというのでは。

**○委員長（植木弘子君）** 真家委員。

**○2番（真家 功君）** そもそも現行のやつが年1回開催するということがあったんですが、

これを年1回開催するじゃなくて、これを変えましょうということが今回の改正案だと思うんですね。そういうことで議会報告会を実施することができるということで、そういう文言でこの前もんだんじゃないかなと思うんですね。ですので、細かくは要綱で載せますので、この条例案についてはすっきりと今のこのとおりでいいんじゃないかとわたしは思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改正案のほうの部分で推進するためというところのあとに、そういった報告会のもち方という部分で必要とした場合に実施するというような文言を入れてという形で改正案を改めて作成するような形でよろしいでしょうか。

もう1回修正して皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、先ほど石井委員が言ってくれました。

**○10番（石井 旭君）** それに対してこれでいいんじゃないかということを知っているんだから。

**○委員長（植木弘子君）** このままでも通じます。

**○5番（長津智之君）** 通じます。

**○委員長（植木弘子君）** 私だけ通じなかった。

**○10番（石井 旭君）** 要綱のほうで。

**○5番（長津智之君）** これは条例でしょ。

**○委員長（植木弘子君）** 条例なんです。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 条例の中の議会報告会の文言を前回は審議したように、開いても開かなくてもこれできる文言なんですよ今回。だからほんとになんか市民に対してあるときは、この7条の1で開けるんですね。通常今からはさつき副議長が言ったように、いろんな場面で発信していくから人を集めてやらなくてもいい方向になっていくと思うんですよ。それは要綱のほうであるから、まずは条例は開いても開かなくてもできるような文言でというふうに前回やっていったから、私はこの文言で2番の議会報告会に関することは別に定める、これが要綱が定まれば私はこれでいいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 私も同じで、こっちの要綱のほうを比べてみればすぐわかると思うんです。要綱で詳しく書いてあるんでこの文章で通じると思うんですが、気になる点があって、「を」が1文の中に3つ入っているんです。今整理しようと思ったんですけど、変更が難しいなと思っているので、文章は通じているので問題はないかと。ただ気になったので、「を」が

3つ入っても大丈夫かなというだけです。文章的には間違っていないしおかしくないし気になった点だけで、私も変えようかと思って他の言葉を考えたんですけど考えつかなくて、ただ3つあるのが気になるだけで、文章的にも条例的にも要綱で定めているので大丈夫だと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今鈴木委員が言ったようになると、現行のことは議会の結果を報告しだから、議会の結果を報告しより開かれたにすればいいんじゃないの。

○7番（鈴木俊一君） はい。結果を報告しとやれば気にならないですね。報告しとやると、動かなくなっちゃいますよね。気にしないで。気にしなければ全然問題ない。文章は間違っていないので。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 1点だけ気になるのが、よりというのが必要なのかなやっぱり。

○5番（長津智之君） 今でも開かれた議会としてやっているんだけど、それよりまたという意味でしょ。

○委員長（植木弘子君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時 1分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど改正案につきましてご意見等ございましたが、事務局とも確認させていただきましたが、文言等はそのままという形で皆様にご承認いただければと思いますので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。先ほど事務局から説明がありましたように、こちらを議長また内容審査ということで、執行部のほうに提出をさせていただきたいと思えます。これは委員会の上程という形ですよね。あとは私が代表者で発議者という形で委員の皆さんが同意者という形で名前を記入していただくという形で上程の際はさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。大変いろいろありがとうございます。

では、事務局のほうすみませんが、そのような形でお願ひしたいと思います。



## 2. 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君） 続きまして、改めて協議事項ということで、議会報告会の実施要綱（案）についてが1番になっているんですけども、2番目の議会映像インターネット配信実施要綱（案）についてのほうを、お時間いただいて今日決めさせていただいて、これこそ12月の議会にも映像配信ができるようになった場合には可能性もありますので、そのために9月の議会のうちに要綱として正式につくっていきたいと思いますので、時間的に見て申し訳ありませんが、（2）のほうの議会映像インターネット配信実施要綱（案）のほうを協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。こちらのほうも、皆さんに参考資料として要綱（案）を提示させていただいておりますので、まだ読まれていない方もいらっしゃるかと思ひますので、少し時間をとりますので、ご確認のほうをしていただきたいと思いますのでお願ひします。

[確認中]

○委員長（植木弘子君） だいたい皆さん読み終わりましたか。では皆さんのほうでご意見等ありましたらお願ひします。山崎委員。

○1番（山崎晴生君） いろいろ自分でも調べたんですけども、配信するところ本会議全部にするのか、一般質問とか会派代表質問に絞るのか、秘密会とかそういったものに関しては配信を止めるとかという文言まで入っているところがあるんですけども、配信の部分をどの部分、どの範囲を配信するのかというのを明記したほうが、ずっと本会議が流れていく中で、どの程度流すのかということが入っているところが多かったかなということがありました。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。今のご意見に対して、またありましたらばお願ひしたいと思ひます。今の山崎委員のご意見ですと、定義に入ってくるのかな。

山崎委員。

○1番（山崎晴生君） 配信の範囲ですかね。ここの文言には入っていないんですけども、配信する範囲というところの、ここにはないということになってくると思ひますんですけども。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。定義としたら、市議会本会議の撮影した映像及び音声ということで、本会議という形には明示させていただいてはおりますが。

香取委員。

○4番（香取憲一君） 今委員長おっしゃったように、基本的に本会議場での主に一般質問とか、視聴される皆さんも知っていることなんじゃないかなと逆の視点にたつて、とは思ひますんですけども、自治体によっては本会議だけではなくていろいろ調べますと、委員会映像も流し

ているところも中にはありますよね。石岡なんか見ても委員会のやり方が違うんで、常任委員会の場でも発言席が設けられていて、それで通告しているかしていないかわかりませんが、常任委員会の発言のときも発言者は委員会の通告席に立って質疑をどうするという形であるので、そういう場合ですと許可をもって傍聴も含めて映像配信も可能かなと思うのですが、今小美玉市議会の場合は現在傍聴自体も委員長の許可によってという現状であるので、尚且つ発言の体制も今別途発言席があるわけでもないの、今すぐ委員会云々ということまで考えるのであれば難しいのかなと個人的見解なんですけども、とは思っているんですけどいかがかなと思っ  
ているんですけど。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。真家委員。

**○2番（真家 功君）** この要綱で言いますと、第2条で言っているとおり、議会映像等は市議会本議会を撮影した映像及び音声を記録したものをいうということですよ。本議会のみだと思っ  
て解釈していました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今現在同時配信という形でモニター中継を実施しておりますが、それがインターネット上にも載るといような範囲という形にうちの議会で導入する設備になりますとそのような形になると思いますので、このような文言という形をとらせていただいております。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 今山崎委員が言ったのは、本会議中ずっと撮ったものをどのぐらいまで映像を入れるのかなということだと思っ  
るんです。既にやっている市議会のほうを確認してもらいたいと思っ  
るんですけども、文言はわからないんですけど、ただずっと撮っていたのを流していてもあれなんで、さっき言われたように一般質問とか代表質問とか市長が所信表明しているときとか、そういった限られたものを載せないと、見ている人も早送りすればいいかもしれないけど、どこまでおっ  
ていいかわからない、そのへんも文言に入れる必要があるのであれば入れるし、局長ほかはどのような文面なのでしょうかね。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** 今のところ本会議場での、今ロビー等で流している映像があるかと思っ  
るんですが、あのような形を考えていまして、また香取委員が言われました委員会とかの文言につきましては、設備等も含めて今後要綱も整備していく必要があるかと思っ  
ますが、ひとまず本会議場での開閉会、一般質問これまでモニターで流していた分として解釈いただければと思っ  
ます。先ほど山崎委員が言われました秘密会につきましては、こっちは会議規則のほうでも公表しないということになっていますので、これは映像にはのらないという解

積で会議規則のほうを読み込んでいいかと思います。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 私が答えて悪いんですけど、インターネットで配信するような形になってくると、記録したものをその現況を出す訳ではなくて、あとで発信するわけだから、そのチェックも必要だよ。それを事務局だけの責任を負わせるわけにはいかないの、そのへんのところ大事な問題が出てくるのかなと思う。それと今もちろん秘密会議は決まっていますから傍聴はできません。完全に秘事の中でやるのですから、ただマスコミが委員会にも入ってくるんですよ。私が入ったNHKが米軍再編の反対ときにNHKが入ったんですよ。そういうふうなときは委員会まで配信したほうがいいのかと規模を広げておかないと、本会議だけでは意味がないのかなと。別に何もかもやらなくていいけど、やれる方向にしておかないと委員会も。それともう1つ、6条で傍聴人に対する規制というか、お願いというか、あまりカメラが傍聴者のほうを向けて映る場合もあると思うんだよね。これは別に人為的にやるわけではなくて、自動的に動かしたりで、そうすると傍聴者に承諾を得ないとなると、私は支度があれだったから今日は帰るわと傍聴しなくなっちゃっても困るので、そういうふうなことも配慮しなければならないかなと。せっかく傍聴してくれと言っているのに、こういうふうにあんまりね。そのへんも皆さんに考えてもらってねよろしくです。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今議長がおっしゃってくださったように、これはあくまでも今の小美玉市議会が導入するシステムの範囲でという形で要綱をつくらせていただいたんですけども、今議長がおっしゃってくださったように、今後さらにシステムが拡張していく場合には、今の段階でそれに関する内容も入れておいたほうがいいのかということで、いかがでしょうか。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** なんですが、香取委員が言われたように石岡ですか、委員会の発言席等があって、そういうふうな形で映像を出しているとかあるかと思うのですが、そのへんも想定するのは早いのかなと思うんですよ。どういうふうな委員会の形にするかというところですので、設備とあわせてその時期が来ましたら、お願いする形でお願いできればと思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** わかりました。その点につきましては、事務局のほうでも申し送り事項という形で、予算的なものもあるので何年先になってしまうかわかりませんが、それは必ず実施していくような形で、申し送り事項としていただきたいと思います。この傍聴者への

第6条を入れさせていただいたのは、個人情報保護法があって、議長が危惧されることもほんとは大変大きな部分なんですけども、そのへんを危惧して入れさせていただいたんですけど、局長のほうでお願いします。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** これにつきましては、個人情報というか、肖像権とかあるかと思いますので、万が一映り込むという可能性があるということ、議会本会議のときに、録音等の議長からの注意があるかと思うのですが、そこに合わせて一部盛り込むような形になるかと思いますので、ほかの文言等も検討して参りたいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ここに述べさせていただいた許可を求めているのではなくて、周知をするというような形の文言にさせていただいておりますので、よろしいでしょうかそのような形で。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 最初にはじまるときに口上しますから、そのときに文言を中に入れる。ただ逆にいいですかと伺ったってそういうふうなあれではなく、とにかくそういう理解を求めるとしておけば違うと思うんですよね。あくまでも人権の尊重とかもあるし、傍聴にいつもあげなければならない、そのへんでやっもらって。

**○委員長（植木弘子君）** 申し訳ありません、ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 8条なんですけど、視聴者が映像処理して悪用といったら悪いんですけど、そういう使い方もできると思うのですが、そちらのほうの規制というのは法律的にあるのでしょうか。個人の権利を侵害した映像処理をして、面白おかしく流すこともできますよね。そういうところを縛れるというか規制できるような。そうでないものすごく悪用が可能だと思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** この辺周りの状況を調べていただいて、じゃないと映像だけ使っ言葉のほうは別に個人のあれで入れ替えられちゃうと、それを見た人はこういうことやっているのかなと間違った見解をもつ可能性もあると思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** 鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 多分フェイク動画というやつじゃないですか多分。専門用語があったの忘れてしまったんですけど、顔もそっくりでしゃべっている口まで全部勝手に作れちゃう装置があるみたいなんです。私はそういうの詳しくないんでわからないんですけど、もうそ



の人の顔の映像だけやれば、口も同じようにしゃべっているようにして、その人がやっているようにできちゃうという、どういふこれは方式はユーチューブにアップするという感じになるのか、今の映像配信のなんかやり方教えていただけますか。

○委員長（植木弘子君） 事務局のほうでお願いします。

○議会事務局次長（林 美佐君） 私のほうで、インターネット配信業務につきましては、このあと流すのはユーチューブではなく、配信業者のほうをこれから決めるんですけども、そちらの業者によって配信するような形になります。載せるには、業者の使っているシステムのほうから配信する形となります。

○委員長（植木弘子君） 鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） ユーチューブで載せるところも多分あったと思うんです。ユーチューブで結構見たことがあったので、どっかの市議会なんかは。市議会のホームページのやつからダウンロードができないようになってるのかどうかとか、セキュリティがどういふふうな感じで、例えばダウンロードできないようになっているとか、ダウンロードがそういうセキュリティ面はどういふふうになっているかなと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） 事務局わかる段階でお願いします。

一旦暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時32分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ほか要綱についてご意見等ございますか。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 5条のところ、映像配信をしないことができるということになっているんですけど、このしないことができるというのは、誰がどういふふうにして決定するのかというのを入れておいたほうがいいのかと思ったんですが。議運でやるのか、議長が判断するのか、本人が載せないでくれと判断したのか、誰がしないことができるかと決定していくのかというのを決めておいたほうがいいのかと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。要綱の規定に関わらずという部分がありますので、そうなる最終的権限というのは、議長になるのかと思いますが局長どうですか。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** 不測の事態、事故等でございますので、要綱に設けてあるものはあるわけですから、議長の権限でよろしいのかなと解釈して。

**○7番（鈴木俊一君）** はい、OKです。

**○委員長（植木弘子君）** 文言を改めて入れる必要はないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 第4条の録画配信のところで、公開するのは7日を目途にということなんですけども、この録画配信の配信期限今年からはじまって10年も20年もいうと、多分議事録とかの文字ベースの容量、比較にならないぐらいの容量が映像の場合は入ってくると思うので、2年とか4年とか5年とかという期限を設けて配信を切っていくという形のほうがいいのかなと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。只今の山崎委員のご意見に対してありましたらば、参考までに他の市町村で期限を決めているところもあります。だいたい5年前後でしたっけ、事務局のほうでお願いします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** ホームページのほうでお調べしたんですが、近隣の市町村ですと、かすみがうら市さんでは要綱は決めてはいないのですが、システムの容量によってなところが大きくありまして、かすみがうら市さんでは5年ぐらい、銚田市とかすみがうら市さんは5年ぐらいです。これについては要綱等に年数は定めていないというお返事で、システムのサーバーの容量で載せられるので、今のところ消さないで載せているといったような状態でした。水戸市につきましてはホームページを見ますと2年といったところで、つくばみらい市については1年といったところで、今回ここに年数を入れるかどうか迷ったんですが、これからシステムのほうの容量がどのぐらいうちのほう載せられるかがハッキリ決まっておきませんので、決めていただいても結構なんですが、取りあえず最初に何年か載せていくうちに容量が無くなるようでしたらその年数しか載せられないということになるので、もし議員さんのほうで何年とお決めになっていただくということであれば、お決めになっていただいても大丈夫かなといったところでございます。以上です。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改めて期限を区切って要綱のほうに載せておくか、あとは申し送りの形で何年と要綱まで明文化しないでしておくか、あとは今言ったように、サーバーの容量に合わせた形の許容年数に任せるかというような形になってくるとは思います、いかがでしょうか。

香取委員。

**○4番（香取憲一君）** 臨機応變的に、広報のほうともリンクさせて、議会だより等、例えば2年とか3年とか経ったときに、これまでの映像配信はこれで次の段階に進みます的な、そういう今までのいっぱいになっちゃったやつは過去の分はこれで終わりますというのは臨機応變でなるべく段階的に告知をしていくとか、そういうふうにしていけばここで無理無理決めなくても、そのときそのときで、要は市民の皆さんがいきなりなくなっちゃったというのは、見ようと思ったんだけどなくなっちゃったというのが一番驚かせちゃうというか、まずいことなのかと思いますので、広報のほうとリンクをしてそういう措置をとっていくのもひとつの方法なのかなという今考えました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。許容範囲が5年だとしても、せめて1期その期間というような思いが私にはあるんですけども、せめてその期間という形で、また要綱にそれを示すかどうかという部分になると思うんですけども、いかがでしょうかね。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 文章保管とか5年とか多いじゃないですか、4年1期で4年でばんと切ると、5年がいいなと思ったのは、例えば4年で改選があってまた新人の人が入ってきたときに、一般質問しようと思ったときに、過去の1年間は今までの議会の流れとか、いろんな質問が実際見れるからすごい勉強になるというところで、5年マックスでいけるのだったら5年マックスでいっていただいたほうが今後新しい議員さんが入ってきたときに、参考になるのかなと。文字ベースだともものすごい拾うのが大変なんですよ。いろんなものを拾っているんですけど、そうすると大変なので、そうすると5年というスパンでもし容量のほうが、サーバーのほうが大丈夫であるのであれば5年という形でやっていただくと今後いいのかなというふうに思いました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今山崎委員が議員なりたてなので、そのへんは身につまるというか、実感のこもったご意見で、ごもつともかなと思いますが、そういった期間を要綱の中に掲載するかどうかという部分になってくるんですけども、具体的に年数とかは載せないで申し送りの形で、そのような形でよろしいですか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ではそのようなシステムが可能でしたら、5年は配信できるような形でお願いしたいと思います。それは事務局のほうで入れておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、お気づきの点とかありましたらば。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 8条なんですけど、これは著作権は市のほうに帰属をして議会が管理しているというふうに書いてあるんですけど、最初市議会のほうに帰属しないんですか。市のほうに帰属させて市議会が管理するとなっているんですけど、そのへんを説明。

**○委員長（植木弘子君）** 事務局お願いします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** 映像配信等の契約が、小美玉市長のお名前で契約していることになるかと思いますので、市のほうに著作権関係は市に帰属して管理については議会のほうで管理をするといったような形になるかと思っております。

**○委員長（植木弘子君）** よろしいでしょうか。今皆さんにいろいろとチェックしていただきましてご意見いただきましたが、とりあえず案で出させていただいたような形で提出させていただくようなことでよろしいでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。9月の議会のほうに提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は長きに渡りましたので、ほかに協議しようと思っていた案がありましたが、それを次回にさせていただきたいと思います。報告会要綱について、また時間がありましたら報告会の具体的な内容についても少し進めていきたいと思いますので、9月議会中今のところ予定としましたらば20日あたりに特別委員会の予備日がありますので、そのあたりに行わればと思っております。

あともう1点、ハラスメント研修について進捗状況のご報告を行いたいと思いますので、事務局のほうお願いいたします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** ハラスメント研修についてなんですが、色々と植木委員長とどういった研修をしたほうがいいのか探していたところなんですが、ハラスメント研修の講師でお1人どうかなと思う方がおりまして、議会研修誌の地方議会人という冊子があるんですが、今年の5月号に議会とハラスメントという特集がありまして、その中で記事を書いている東京の弁護士会の弁護士さんなんですが、太田雅幸さんという弁護士さんがおりまして、その方を講師に迎えて議員のハラスメントについての研修等を行ったらどうかと思っております。なんですが、先日8月19日に取手市議会のほうで、議員さん向けに研修をオンラインで行ったということでございまして、90分の講話のあと、30分質疑、意見交換会等を行う形となっ

ておりまして、金額のほうもお聞きしたところ、税抜き交通費別で 10 万円といったような形になるというところでお話を聞いているところでもあります。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。あとはこういった講演、講義、またはインターネットとかというのもいろいろ調べたんですけども、だいたい 12 万円、13 万円ぐらいかかったりとか、こういう状況なんで出向けないからリモートでやりたいということなんですけど、正直まだまداولちみんなでリモート使ってできるような環境にはないので、条件にあわないとかということもあったので、また内容的に私たち学びたいのは議員としてのハラスメントに対してのことで、しっかりと学んでいきたいというのがありましたので、今の弁護士先生のほうにお願いできればと思っておりますが、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、ご承知いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。10 月特別委員会、一部事務組合とかそういった皆さんが関わってくる委員会等、会議等々重ならない日程で行っていきたくと思いますので、これは参加できるほかの議員のほうにも、全員参加という形でやらせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

---

**3. その他**

**○委員長（植木弘子君）** それでは、その他に移ります。何かございましたらお願いします。  
石井委員。

**○10番（石井 旭君）** この要綱については、9月議会中にもむということですね。わかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ほかにございますか。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 余談なんですけど、リモートではできないんですか。子どもら授業でリモートやってますよね。

**○委員長（植木弘子君）** 一旦閉めてからで、事務局のほうからその他ありますか。  
よろしいでしょうか。

---

**◎閉会の宣告**

**○委員長（植木弘子君）** では、長時間に渡りましてありがとうございました。以上で議会活性化特別委員会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。

午後 2時49分 閉会

# 議会活性化 特別委員会会議録

令和4年8月24日(水)午後1時30分  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 議会活性化特別委員会

日 時：令和4年8月24日（水）

午後1時30分～

場 所：3F 議会委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 報告事項

- 1) 議会基本条例（第7条）の改正について

## 4 協議事項

- 1) 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について
- 2) 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について
- 3) その他

## 5 閉 会



**出席議員（10名）**

1番	山崎晴生君	2番	真家功君
3番	戸田見良君	4番	香取憲一君
5番	長津智之君	6番	島田清一郎君
7番	鈴木俊一君	9番	植木弘子君（委員長）
10番	石井旭君（副議長）	12番	長島幸男君
19番	荒川一秀君（議長）		

**欠席議員（1名）**

8番 村田春樹君（副委員長）

---

**議会事務局職員出席者**

局長	戸塚康志
次長	林美佐

午後1時31分 開会

### ◎開議の宣告

○委員長（植木弘子君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今より、議会活性化特別委員会を開催します。今日は副委員長が欠席で、島田委員のほうは後ほど参加ということですので、よろしくお願いします。

委員長挨拶ということで、引き続き行わせたいと思います。改めまして皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まずは改めて御礼ということで、議会報告会の資料のほうを完成することができました。8月5日に議会のホームページのほうにアップさせていただきまして、それと同時に各庁舎、公民館、図書館、図書室と、あと3箇所の文化施設のほうに、紙媒体のほうは置かせていただきましたので、市民の皆さんにもそういったところに置いてあるということで、お声掛けいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本当にお世話になりました。

また、今日は大学のインターンの方が傍聴ということでいますので、よろしくお願いいたします。



### ◎報告事項

#### 1. 来年度以降の議会報告会実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君） それでは、協議に入ります。タブレットの準備はよろしいですか。こちらの次第に沿って、協議事項進めさせていただきたいと思います。

報告事項として、前回皆様にもんでいただきました、議会基本条例（第7条）の改正につきまして、報告させていただきます。皆様のタブレットのほうに、送らせていただいたと思いますが、皆様のご意見を基に新旧対照表という形で表させていただいております。こちらについて改めてご意見等がありましたら、協議事項ではないですけど、こういった内容で上程させていただきたいと思っておりますが、ご確認いただければ幸いです。

ここで今回条例の改定ということですので、上程するにあたっての改定までの流れということで、1期生もいることですので、事務局のほうからその点につきまして、流れについて説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。条例と同時に要綱の流れについても一緒に説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

林議会事務局次長。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** それでは資料のほうが、05 議員発議の主な流れというところをお願いしたいと思います。

そこに、議員発議の主な流れということで、前回フローチャート等のお話がありまして、つくらせていただきました。これにつきましては、議員発議の主な流れということで、条例関係のものになります。原案を作成したあとに議長へ提出ということで、その脇に書いてあります議会規則第 14 条がございまして、その資料の下に会議規則のほうを 14 条載せさせていただいております。議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、地方自治法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。といったところで、議長への提出を賛成者とともに提出する形となっております。それを踏まえてその脇に書いてあります事務局のほうで執行機関のほうに、既存の条例との関係とか、予算とか組織等の関係を調査確認等させていただきまして、議会運営委員会に諮る形となります。先例集の右側に書いてございますが、先例集 30 ということで、議長が議運に諮るのを例とするといったところがございます。議会運営委員会に諮った後に、全員協議会にて提案理由の説明をして、本会議のほうへ上程という形となりまして、提案理由の説明等を行い、本会議で質疑・討論等を行いまして、採決可決された後に公布といったような流れになる形となっております。条例等の主な流れについては以上でございまして、その他要綱とか規則の場合につきましては、原案を作成した後に、執行機関の内容確認審査等を行いまして、議長へ提出した後に、議会運営委員会に諮られまして、全員協議会にて説明をして、議員さんの賛同を得た後に、公布のほうの段取りとなる形となっておりますので、口頭で申し訳ありませんが、要綱と規則についてはそのような形で進む形となっております。説明については以上です。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。という形の流れになってきますので、よろしくをお願いしたいと思います。また前に戻りますが、このような改正案ということで、提出させていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。皆さんのご賛同をいただければ。石井委員。

**○10番（石井 旭君）** そのような形をお願いしたいのですが、この間の会議で話したように、新旧対照表を付けてもらわないとわからないということで、来る前にちょっと見たんですけど、皆さんに見てもらって中身を訂正でということで今見るということですよ違うの。

**○委員長（植木弘子君）** こういう形で。

**○10番（石井 旭君）** ちょっと時間をもらってからのほうがいいんじゃないですかね。

○委員長（植木弘子君） わかりました。次第のほうでは、報告事項ということでしたが、協議ということで時間とりますので、今一度皆さんにご確認いただいてご意見等がありましたらいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。少し時間を取らせていただきます。2、3分程お時間とりますので、よろしく申し上げます。

石井委員。

○10番（石井 旭君） 要綱のほうの新旧対照表のほうで、報告内容のほうで。

○委員長（植木弘子君） 今、申し訳ありません。今条例につきましてです。要綱はのちほど行いますので。

山崎委員。

○1番（山崎晴生君） 確認なんですけれども、議会報告会は年1回何らかの形、ウェブで配信をしたり、動画を配信したりと必ずやるという形ではありましたか。

○10番（石井 旭君） いままでは。

○1番（山崎晴生君） いままではそうですね。これからは人を集めてというのではなく、形を変えて年に1回やるという話ですか。それであるならば、実施することができるということの文言で書いてあるんですけども、これだとやってもやらなくてもいいという感じになってしまうので、年に1回開催する現行のものに関しては、何らかの形でやるのであれば、回数を明記してもいいんじゃないかなというふうな感じでした。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。条例のほうにそのような詳細を記載しなかったということは、2番のほうを見ていただきたいんですけども、議会報告会に関することは別に定めるということで、そちらの要綱のほうで山崎委員が言っていた内容等とか、詳細に入れていくようにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あともう1点報告会を実施することができる文言についてですねご意見いただいたの、他に皆さん今のご意見に対して何かありましたらお願いします。

石井委員。

○10番（石井 旭君） 今山崎委員からありましたのはそういうふうにとれるので、今後はホームページとか、今回コロナでやれなかったのは、例年やっていくと思うので、そういったことをここに入れるということではできないのでしょうかね。より開かれた議会を推進するため、ホームページとか議会活動報告をします。ただし議会報告会を実施することもできるという形のほうがわかりいいのかなという気がするのですが。結局今まではやるという形の現行だったので、文章これだと今山崎委員が言ったように、議会報告を実施することができるという

のは、もうするみたいなイメージなので、今までも活性化でもんだ中では、もうそういうことではなく、インターネット等で見られるように動画配信とかそういうことをしていくので、これはしなくても、今後は人を集めて、人も集まらないので実際ね、そういう方向できていたので、ここを開かれた議会を推進するために、議会報告会の資料をつくる、ホームページでしたかね載せるのは、そういうものに載せていくということ、ちょっとわからないですけど、そういうものは載せていく。但し書きで議会報告会を実施することもできるとやったほうがいいのではないですか。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 議会報告会というと、人を集めて議員が市民との対話をもってやる場ということが議会報告会という形なんですよね。なので、それはこの前議長がおっしゃっていたんですけど、緊急的にやりたいというときにできなくなっちゃうからそういうふうにやってくれという話だったんですよね。それだったらわかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。条例自体が議会報告会という文言になっていますので、これが議会報告という形でしたら石井委員がおっしゃってくださったようなそういった文言を付け加えなくていいんですけども、あくまでも改正案ということなので、議会報告会に対しての改正という形になるので、石井委員がおっしゃってくださったような形の文言に変えていかないと通じないということですよ。

**○10番（石井 旭君）** やるやらないはおかしいよね。今までどおり議会報告会をやらなくちゃならないイメージになっちゃうよね。但し書きにしないとね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。事務局長確認ですけども、以前も聞いたかもしれないんですけども、この議会報告会の会をなくてというのはまるっきり別として、また付け足すという形になってしまいますよね。条例で一度議会報告会という形が入っているんだから、そのへんどうなのかなとあるんですけども。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 前回この文言は、議長を入れてやりましたよね。それで万が一開く場合もあるとしょうがないから、少しぼかして開催することができる。だったらその条例の文言はこれでとなったんじゃないかな。それで要綱の中で入れたというのでは。

**○委員長（植木弘子君）** 真家委員。

**○2番（真家 功君）** そもそも現行のやつが年1回開催するということがあったんですが、

これを年1回開催するじゃなくて、これを変えましょうということが今回の改正案だと思うんですね。そういうことで議会報告会を実施することができるということで、そういう文言でこの前もんだんじゃないかなと思うんですね。ですので、細かくは要綱で載せますので、この条例案についてはすっきりと今のこのとおりでいいんじゃないかとわたしは思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改正案のほうの部分で推進するためというところのあとに、そういった報告会のもち方という部分で必要とした場合に実施するというような文言を入れてという形で改正案を改めて作成するような形でよろしいでしょうか。

もう1回修正して皆さんにお示しさせていただきたいと思いますので、先ほど石井委員が言ってくれました。

**○10番（石井 旭君）** それに対してこれでいいんじゃないかということを知っているんだから。

**○委員長（植木弘子君）** このままでも通じます。

**○5番（長津智之君）** 通じます。

**○委員長（植木弘子君）** 私だけ通じなかった。

**○10番（石井 旭君）** 要綱のほうで。

**○5番（長津智之君）** これは条例でしょ。

**○委員長（植木弘子君）** 条例なんです。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 条例の中の議会報告会の文言を前回は審議したように、開いても開かなくてもこれできる文言なんですよ今回。だからほんとになんか市民に対してあるときは、この7条の1で開けるんですね。通常今からはさつき副議長が言ったように、いろんな場面で発信していくから人を集めてやらなくてもいい方向になっていくと思うんですよ。それは要綱のほうであるから、まずは条例は開いても開かなくてもできるような文言でというふうに前回やっていったから、私はこの文言で2番の議会報告会に関することは別に定める、これが要綱が定まれば私はこれでいいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 私も同じで、こっちの要綱のほうを比べてみればすぐわかると思うんです。要綱で詳しく書いてあるんでこの文章で通じると思うんですが、気になる点があって、「を」が1文の中に3つ入っているんです。今整理しようと思ったんですけど、変更が難しいなと思っているので、文章は通じているので問題はないかと。ただ気になったので、「を」が

3つ入っても大丈夫かなというだけです。文章的には間違っていないしおかしくないし気になった点だけで、私も変えようかと思って他の言葉を考えたんですけど考えつかなくて、ただ3つあるのが気になるだけで、文章的にも条例的にも要綱で定めているので大丈夫だと思います。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。石井委員。

○10番（石井 旭君） 今鈴木委員が言ったようになると、現行のことは議会の結果を報告しだから、議会の結果を報告しより開かれたにすればいいんじゃないの。

○7番（鈴木俊一君） はい。結果を報告しとやれば気にならないですね。報告しとやると、動かなくなっちゃいますよね。気にしないで。気にしなければ全然問題ない。文章は間違っていないので。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家 功君） 1点だけ気になるのが、よりというのが必要なのかなやっぱり。

○5番（長津智之君） 今でも開かれた議会としてやっているんだけど、それよりまたという意味でしょ。

○委員長（植木弘子君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時 1分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど改正案につきましてご意見等ございましたが、事務局とも確認させていただきましたが、文言等はそのままという形で皆様にご承認いただければと思いますので、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。先ほど事務局から説明がありましたように、こちらを議長また内容審査ということで、執行部のほうに提出をさせていただきたいと思えます。これは委員会の上程という形ですよね。あとは私が代表者で発議者という形で委員の皆さんが同意者という形で名前を記入していただくという形で上程の際はさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。大変いろいろありがとうございます。

では、事務局のほうすみませんが、そのような形でお願ひしたいと思います。



## 2. 議会映像インターネット配信実施要綱（案）について

○委員長（植木弘子君） 続きまして、改めて協議事項ということで、議会報告会の実施要綱（案）についてが1番になっているんですけども、2番目の議会映像インターネット配信実施要綱（案）についてのほうを、お時間いただいて今日決めさせていただいて、これこそ12月の議会にも映像配信ができるようになった場合には可能性もありますので、そのために9月の議会のうちに要綱として正式につくっていきたいと思いますので、時間的に見て申し訳ありませんが、（2）のほうの議会映像インターネット配信実施要綱（案）のほうを協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。こちらのほうも、皆さんに参考資料として要綱（案）を提示させていただいておりますので、まだ読まれていない方もいらっしゃるかと思ひますので、少し時間をとりますので、ご確認のほうをしていただきたいと思いますのでお願ひします。

[確認中]

○委員長（植木弘子君） だいたい皆さん読み終わりましたか。では皆さんのほうでご意見等ありましたらお願ひします。山崎委員。

○1番（山崎晴生君） いろいろ自分でも調べたんですけども、配信するところ本会議全部にするのか、一般質問とか会派代表質問に絞るのか、秘密会とかそういったものに関しては配信を止めるとかという文言まで入っているところがあるんですけども、配信の部分をどの部分、どの範囲を配信するのかというのを明記したほうが、ずっと本会議が流れていく中で、どの程度流すのかということが入っているところが多かったかなということがありました。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。今のご意見に対して、またありましたらばお願ひしたいと思ひます。今の山崎委員のご意見ですと、定義に入ってくるのかな。

山崎委員。

○1番（山崎晴生君） 配信の範囲ですかね。ここの文言には入っていないんですけども、配信する範囲というところの、ここにはないということになってくると思ひますけども。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。定義としたら、市議会本会議の撮影した映像及び音声ということで、本会議という形には明示させていただいてはおりますが。

香取委員。

○4番（香取憲一君） 今委員長おっしゃったように、基本的に本会議場での主に一般質問とか、視聴される皆さんも知っていることなんじゃないかなと逆の視点にたつて、とは思ひますけども、自治体によっては本会議だけではなくていろいろ調べますと、委員会映像も流し



ているところも中にはありますよね。石岡なんか見ても委員会のやり方が違うんで、常任委員会の場でも発言席が設けられていて、それで通告しているかしていないかわかりませんが、常任委員会の発言のときも発言者は委員会の通告席に立って質疑をどうするという形であるので、そういう場合ですと許可をもって傍聴も含めて映像配信も可能かなと思うのですが、今小美玉市議会の場合は現在傍聴自体も委員長の許可によってという現状であるので、尚且つ発言の体制も今別途発言席があるわけでもないの、今すぐ委員会云々ということまで考えるのであれば難しいのかなと個人的見解なんですけども、とは思っているんですけどいかがかなと思っ  
ているんですけど。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。真家委員。

**○2番（真家 功君）** この要綱で言いますと、第2条で言っているとおり、議会映像等は市議会本議会を撮影した映像及び音声を記録したものをいうということですよ。本議会のみだと思っ  
て解釈していました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今現在同時配信という形でモニター中継を実施しておりますが、それがインターネット上にも載るといような範囲という形にうちの議会で導入する設備になりますとそのような形になると思いますので、このような文言という形をとらせていただいております。

石井委員。

**○10番（石井 旭君）** 今山崎委員が言ったのは、本会議中ずっと撮ったものをどのぐらいまで映像を入れるのかなということだと思っ  
るんです。既にやっている市議会のほうを確認してもらいたいと思っ  
るんですけども、文言はわからないんですけど、ただずっと撮っていたのを流していてもあれなんで、さっき言われたように一般質問とか代表質問とか市長が所信表明しているときとか、そういった限られたものを載せないと、見ている人も早送りすればいいかもしれないけど、どこまでおっ  
ていいかわからない、そのへんも文言に入れる必要があるのであれば入れるし、局長ほかはどのような文面なのでしょうかね。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** 今のところ本会議場での、今ロビー等で流している映像があるかと思っ  
るんですが、あのような形を考えていまして、また香取委員が言われました委員会とかの文言につきましては、設備等も含めて今後要綱も整備していく必要があるかと思っ  
るんですが、ひとまず本会議場での開閉会、一般質問これまでモニターで流していた分として解釈いただければと思っ  
ます。先ほど山崎委員が言われました秘密会につきましては、こっちは会議規則のほうでも公表しないということになっていますので、これは映像にはのらないという解

積で会議規則のほうを読み込んでいいかと思います。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 私が答えて悪いんですけど、インターネットで配信するような形になってくると、記録したものをその現況を出す訳ではなくて、あとで発信するわけだから、そのチェックも必要だよ。それを事務局だけの責任を負わせるわけにはいかないの、そのへんのところ大事な問題が出てくるのかなと思う。それと今もちろん秘密会議は決まっていますから傍聴はできません。完全に秘事の中でやるのですから、ただマスコミが委員会にも入ってくるんですよ。私が入ったNHKが米軍再編の反対ときにNHKが入ったんですよ。そういうふうなときは委員会まで配信したほうがいいのかと規模を広げておかないと、本会議だけでは意味がないのかなと。別に何もかもやらなくていいけど、やれる方向にしておかないと委員会も。それともう1つ、6条で傍聴人に対する規制というか、お願いというか、あまりカメラが傍聴者のほうを向けて映る場合もあると思うんだよね。これは別に人為的にやるわけではなくて、自動的に動かしたりで、そうすると傍聴者に承諾を得ないとなると、私は支度があれだったから今日は帰るわと傍聴しなくなっちゃっても困るので、そういうふうなことも配慮しなければならないかなと。せっかく傍聴してくれと言っているのに、こういうふうにあんまりね。そのへんも皆さんに考えてもらってねよろしくです。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今議長がおっしゃってくださったように、これはあくまでも今の小美玉市議会が導入するシステムの範囲でという形で要綱をつくらせていただいたんですけども、今議長がおっしゃってくださったように、今後さらにシステムが拡張していく場合には、今の段階でそれに関する内容も入れておいたほうがいいのかということで、いかがでしょうか。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** なんですが、香取委員が言われたように石岡ですか、委員会の発言席等があって、そういうふうな形で映像を出しているとかあるかと思うのですが、そのへんも想定するのは早いのかなと思うんですよ。どういうふうな委員会の形にするかというところですので、設備とあわせてその時期が来ましたら、お願いする形でお願いできればと思うのですが。

**○委員長（植木弘子君）** わかりました。その点につきましては、事務局のほうでも申し送り事項という形で、予算的なものもあるので何年先になってしまうかわかりませんが、それは必ず実施していくような形で、申し送り事項としていただきたいと思います。この傍聴者への

第6条を入れさせていただいたのは、個人情報保護法があって、議長が危惧されることもほんとは大変大きな部分なんですけども、そのへんを危惧して入れさせていただいたんですけど、局長のほうでお願いします。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** これにつきましては、個人情報というか、肖像権とかあるかと思いますので、万が一映り込むという可能性があるということ、議会本会議のときに、録音等の議長からの注意があるかと思うのですが、そこに合わせて一部盛り込むような形になるかと思いますので、ほかの文言等も検討して参りたいと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ここに述べさせていただいた許可を求めているのではなくて、周知をするというような形の文言にさせていただいておりますので、よろしいでしょうかそのような形で。

**○委員長（植木弘子君）** 荒川議長。

**○議長（荒川一秀君）** 最初にはじまるときに口上しますから、そのときに文言を中に入れる。ただ逆にいいですかと伺ったってそういうふうなあれではなく、とにかくそういう理解を求めるとしておけば違うと思うんですよね。あくまでも人権の尊重とかもあるし、傍聴にいつもあげなければならない、そのへんでやっもらって。

**○委員長（植木弘子君）** 申し訳ありません、ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 8条なんですけど、視聴者が映像処理して悪用といったら悪いんですけど、そういう使い方もできると思うのですが、そちらのほうの規制というのは法律的にあるのでしょうか。個人の権利を侵害した映像処理をして、面白おかしく流すこともできますよね。そういうところを縛れるというか規制できるような。そうでないものすごく悪用が可能だと思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** この辺周りの状況を調べていただいて、じゃないと映像だけ使っ言葉のほうは別に個人のあれで入れ替えられちゃうと、それを見た人はこういうことやっているのかなと間違った見解をもつ可能性もあると思うんですよね。

**○委員長（植木弘子君）** 鈴木委員。

**○7番（鈴木俊一君）** 多分フェイク動画というやつじゃないですか多分。専門用語があったの忘れてしまったんですけど、顔もそっくりでしゃべっている口まで全部勝手に作れちゃう装置があるみたいなんです。私はそういうの詳しくないんでわからないんですけど、もうそ

の人の顔の映像だけやれば、口も同じようにしゃべっているようにして、その人がやっているようにできちゃうという、どういふこれは方式はユーチューブにアップするという感じになるのか、今の映像配信のなんかやり方教えていただけますか。

○委員長（植木弘子君） 事務局のほうでお願いします。

○議会事務局次長（林 美佐君） 私のほうで、インターネット配信業務につきましては、このあと流すのはユーチューブではなく、配信業者のほうをこれから決めるんですけども、そちらの業者によって配信するような形になります。載せるには、業者の使っているシステムのほうから配信する形となります。

○委員長（植木弘子君） 鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） ユーチューブで載せるところも多分あったと思うんです。ユーチューブで結構見たことがあったので、どっかの市議会なんかは。市議会のホームページのやつからダウンロードができないようになってるのかどうかとか、セキュリティがどういふふうな感じで、例えばダウンロードできないようになっているとか、ダウンロードがそういうセキュリティ面はどういふふうになっているかなと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） 事務局わかる段階でお願いします。

一旦暫時休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時32分

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ほか要綱についてご意見等ございますか。

鈴木委員。

○7番（鈴木俊一君） 5条のところ、映像配信をしないことができるということになっているんですけど、このしないことができるというのは、誰がどういふふうにして決定するのかというのを入れておいたほうがいいのかと思ったんですが。議運でやるのか、議長が判断するのか、本人が載せないでくれと判断したのか、誰がしないことができるかと決定していくのかというのを決めておいたほうがいいのかと思うのですが。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。要綱の規定に関わらずという部分がありますので、そうなる最終的権限というのは、議長になるのかと思いますが局長どうですか。

戸塚議会事務局長。

**○議会事務局長（戸塚康志君）** 不測の事態、事故等でございますので、要綱に設けてあるものはあるわけですから、議長の権限でよろしいのかなと解釈して。

**○7番（鈴木俊一君）** はい、OKです。

**○委員長（植木弘子君）** 文言を改めて入れる必要はないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 第4条の録画配信のところで、公開するのは7日を目途にということなんですけども、この録画配信の配信期限今年からはじまって10年も20年もいうと、多分議事録とかの文字ベースの容量、比較にならないぐらいの容量が映像の場合は入ってくると思うので、2年とか4年とか5年とかという期限を設けて配信を切っていくという形のほうがいいのかなと思います。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。只今の山崎委員のご意見に対してありましたらば、参考までに他の市町村で期限を決めているところもあります。だいたい5年前後でしたっけ、事務局のほうでお願いします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** ホームページのほうでお調べしたんですが、近隣の市町村ですと、かすみがうら市さんでは要綱は決めてはいないのですが、システムの容量によってなところが大きくありまして、かすみがうら市さんでは5年ぐらい、銚田市とかすみがうら市さんは5年ぐらいです。これについては要綱等に年数は定めていないというお返事で、システムのサーバーの容量で載せられるので、今のところ消さないで載せているといったような状態でした。水戸市につきましてはホームページを見ますと2年といったところで、つくばみらい市については1年といったところで、今回ここに年数を入れるかどうか迷ったんですが、これからシステムのほうの容量がどのぐらいうちのほう載せられるかがハッキリ決まっておきませんので、決めていただいても結構なんですけど、取りあえず最初に何年か載せていくうちに容量が無くなるようでしたらその年数しか載せられないということになるので、もし議員さんのほうで何年とお決めになっていただくということであれば、お決めになっていただいても大丈夫かなといったところでございます。以上です。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。改めて期限を区切って要綱のほうに載せておくか、あとは申し送りの形で何年と要綱まで明文化しないでしておくか、あとは今言ったように、サーバーの容量に合わせた形の許容年数に任せるかというような形になってくるとは思いますけど、いかがでしょうか。

香取委員。

**○4番（香取憲一君）** 臨機応變的に、広報のほうともリンクさせて、議会だより等、例えば2年とか3年とか経ったときに、これまでの映像配信はこれで次の段階に進みます的な、そういう今までのいっぱいになっちゃったやつは過去の分はこれで終わりますというのは臨機応變でなるべく段階的に告知をしていくとか、そういうふうにしていけばここで無理無理決めなくても、そのときそのときで、要は市民の皆さんがいきなりなくなっちゃったというのは、見ようと思ったんだけどなくなっちゃったというのが一番驚かせちゃうというか、まずいことなのかと思いますので、広報のほうとリンクをしてそういう措置をとっていくのもひとつの方法なのかなという今考えました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。許容範囲が5年だとしても、せめて1期その期間というような思いが私にはあるんですけども、せめてその期間という形で、また要綱にそれを示すかどうかという部分になると思うんですけども、いかがでしょうかね。

山崎委員。

**○1番（山崎晴生君）** 文章保管とか5年とか多いじゃないですか、4年1期で4年でばんと切ると、5年がいいなと思ったのは、例えば4年で改選があってまた新人の人が入ってきたときに、一般質問しようと思ったときに、過去の1年間は今までの議会の流れとか、いろんな質問が実際見れるからすごい勉強になるというところで、5年マックスでいけるのだったら5年マックスでいっていただいたほうが今後新しい議員さんが入ってきたときに、参考になるのかなと。文字ベースだともものすごい拾うのが大変なんですよ。いろんなものを拾っているんですけど、そうすると大変なので、そうすると5年というスパンでもし容量のほうが、サーバーのほうが大丈夫であるのであれば5年という形でやっていただけると今後いいのかなというふうに思いました。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。今山崎委員が議員なりたてなので、そのへんは身につまるというか、実感のこもったご意見で、ごもつともかなと思いますが、そういった期間を要綱の中に掲載するかどうかという部分になってくるんですけども、具体的に年数とかは載せないで申し送りの形で、そのような形でよろしいですか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ではそのようなシステムが可能でしたら、5年は配信できるような形でお願いしたいと思います。それは事務局のほうで入れておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、お気づきの点とかありましたらば。

長津委員。

**○5番（長津智之君）** 8条なんですけど、これは著作権は市のほうに帰属をして議会が管理しているというふうに書いてあるんですけど、最初市議会のほうに帰属しないんですか。市のほうに帰属させて市議会が管理するとなっているんですけど、そのへんを説明。

**○委員長（植木弘子君）** 事務局お願いします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** 映像配信等の契約が、小美玉市長のお名前で契約していることになるかと思いますので、市のほうに著作権関係は市に帰属して管理については議会のほうで管理をするといったような形になるかと思っております。

**○委員長（植木弘子君）** よろしいでしょうか。今皆さんにいろいろとチェックしていただきましてご意見いただきましたが、とりあえず案で出ささせていただいたような形で提出させていただくようなことでよろしいでしょうか。ご承認いただけますでしょうか。

[「はい」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。9月の議会のほうに提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は長きに渡りましたので、ほかに協議しようと思っていた案がありましたが、それを次回にさせていただきたいと思います。報告会要綱について、また時間がありましたら報告会の具体的な内容についても少し進めていきたいと思いますので、9月議会中今のところ予定としましたらば20日あたりに特別委員会の予備日がありますので、そのあたりに行われればと思っております。

あともう1点、ハラスメント研修について進捗状況のご報告を行いたいと思いますので、事務局のほうお願いいたします。

**○議会事務局次長（林 美佐君）** ハラスメント研修についてなんですが、色々と植木委員長とどういった研修をしたほうがいいのか探していたところなんですが、ハラスメント研修の講師でお1人どうかなと思う方がおりまして、議会研修誌の地方議会人という冊子があるんですが、昨年5月号に議会とハラスメントという特集がありまして、その中で記事を書いている東京の弁護士会の弁護士さんなんですが、太田雅幸さんという弁護士さんがおりまして、その方を講師に迎えて議員のハラスメントについての研修等を行ったらどうかと思っているところなんですが、先日8月19日に取手市議会のほうで、議員さん向けに研修をオンラインで行ったということでございまして、90分の講話のあと、30分質疑、意見交換会等を行う形となっ

ておりまして、金額のほうもお聞きしたところ、税抜き交通費別で 10 万円といったような形になるというところでお話を聞いているところでもあります。

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。あとはこういった講演、講義、またはインターネットとかというのもいろいろ調べたんですけども、だいたい 12 万円、13 万円ぐらいかかったりとか、こういう状況なんで出向けないからリモートでやりたいということなんですけど、正直まだまداولちみんなでリモート使ってできるような環境にはないので、条件にあわないとかということもあったので、また内容的に私たち学びたいのは議員としてのハラスメントに対してのことで、しっかりと学んでいきたいというのがありましたので、今の弁護士先生のほうにお願いできればと思っておりますが、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、ご承知いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

**○委員長（植木弘子君）** ありがとうございます。10 月特別委員会、一部事務組合とかそういった皆さんが関わってくる委員会等、会議等々重ならない日程で行っていききたいと思いますので、これは参加できるほかの議員のほうにも、全員参加という形でやらせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

---

**3. その他**

**○委員長（植木弘子君）** それでは、その他に移ります。何かございましたらお願いします。  
石井委員。

**○10番（石井 旭君）** この要綱については、9月議会中にもむということですね。わかりました。

**○委員長（植木弘子君）** ほかにございますか。島田委員。

**○6番（島田清一郎君）** 余談なんですけど、リモートではできないんですか。子どもら授業でリモートやってますよね。

**○委員長（植木弘子君）** 一旦閉めてからで、事務局のほうからその他ありますか。  
よろしいでしょうか。

---

**◎閉会の宣告**

**○委員長（植木弘子君）** では、長時間に渡りましてありがとうございました。以上で議会活性化特別委員会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。



午後 2時49分 閉会